

鳥獣被害防止特措法に基づく猟銃の技能講習の免除について

技能講習の特例規定について

特定鳥獣被害対策実施隊員等については、猟銃の所持許可申請や更新申請の際に必要な技能講習が免除されるというものです。

ただし、定められた書類の提示及び提出が必要です。

特定鳥獣被害対策実施隊員の場合

技能講習の免除を受けようとする場合の要件

- 申請日前1年以内に鳥獣被害対策実施隊員として、猟銃を使用して鳥獣被害防止特措法第4条に規定する対象鳥獣の捕獲等に1回以上参加したこと。
- 申請日前3年以内に銃刀法第10条の9第1項の「指示」を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にないこと。

技能講習が免除となる期間

平成24年9月28日から当分の間

必要な書類

- 市町村長の発行する鳥獣被害対策実施隊員の指名書又は任命書（申請日において有効なもの。）【提示】
- 市町村長の発行する対象鳥獣捕獲等参加証明書【提出】
- 銃刀法上の「指示」を受けていないこと等の誓約書【提出】

特定従事者の場合（被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者）

技能講習の免除を受けようとする場合の要件

- 申請日前1年以内に被害防止計画に基づき、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けて又は同法第9条第8項の従事者として、猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に1回以上参加したこと。
- 申請日前3年以内に銃刀法第10条の9第1項の「指示」を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にないこと。

技能講習が免除となる期間

平成24年9月28日から令和9年4月15日までの間

必要な書類

- 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事していることを証明する書類（申請日において有効な許可証又は従事者証）【提示】※1
- 市町村長の発行する対象鳥獣捕獲等参加証明書【提出】
- 銃刀法上の「指示」を受けていないこと等の誓約書【提出】

※1 申請日において有効な許可証又は従事者証がない場合には、市町村長が発行する「捕獲隊の隊員であることを証する証明書」の提出してください。